

スマイルA P プラン

(主契約料金条件)

令和3年8月31日 実施

四国電力株式会社

スマイルAPプラン

目 次

本 則	1
1 適 用	1
2 契 約 種 別	1
3 適 用 範 囲	1
4 供給電気方式，供給電圧および周波数	1
5 需給契約の申込み	1
6 料金条件の変更	2
7 適 用 期 間	2
8 Amazon プライムギフトコード	3
9 料 金	3
10 契 約 の 終 了	4
11 そ の 他	5
附 則	7
別 表	8

本 則

1 適 用

このスマイルA Pプラン料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，スマイルA Pプランといたします。

3 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）(1)に該当する需要で，アマゾンジャパン合同会社が提供する有料会員制プログラム（以下「Amazonプライム」といいます。）が附帯したプランへの加入を希望し，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 供 給 電 気 方 式 ， 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

5 需 給 契 約 の 申 込 み

お客さまが，この料金条件にもとづく契約を希望される場合には，あらかじめ需給条件およびこの料金条件を承認のうえ，原則，当社指定のインターネットサイト（以下「よんでんコンシェルジュ」といいます。）から申込みをしていただきます。

6 料金条件の変更

- (1) 当社は、アマゾンジャパン合同会社がAmazonプライムのサービス内容を変更したときには、この料金条件を変更することがあります。
- (2) この料金条件を変更する場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他供給条件は、変更後の料金条件によります。
- (3) 当社は、この料金条件を変更する場合には、変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはよんでんコンシェルジュに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とされないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

7 適用期間

- (1) 8（Amazonプライムギフトコード）に定める、Amazonプライムギフトコードの付与に係る基準となる期間（以下「適用期間」といいます。）は、当社が別途お知らせするスマイルA Pプランの適用開始日から、適用開始日の1年後の応当日の前日（以下「適用期間満了日」といいます。）までといたします。
- (2) 適用期間満了日の前日から起算して遡った14日目の日（以下「適用期間更新期日」といいます。）までに、お客さままたは当社のいずれからもスマイルA Pプランの需給契約の廃止またはスマイルA Pプラン以外の契約種別への変更の申出がない場合は、適用期間は、1年ごとに更新されるものとし、当社は、電磁的方法により、更新後の適用期間をお客さまにお知らせいたします。

8 Amazonプライムギフトコード

- (1) Amazonプライムギフトコードとは、アマゾンジャパン合同会社のウェブサイトに登録いただくことで、Amazonプライムを1年間ご利用いただけるギフトコードをいいます。
- (2) 当社は、原則として、スマイルA Pプランの適用開始日の翌日以降速やかに、Amazonプライムギフトコードをお客さまに付与いたします。
- (3) 当社は、適用期間が更新される時には、原則として適用期間更新期日の翌日に、Amazonプライムギフトコードをお客さまに付与いたします。
- (4) (2)または(3)の場合、当社は電磁的方法により、Amazonプライムギフトコードを付与いたします。
- (5) お客さまは、Amazonプライムギフトコードを有効期間内に、アマゾンジャパン合同会社のウェブサイトに登録していただきます。
- (6) AmazonプライムおよびAmazonプライムギフトコードに関する事項は、アマゾンジャパン合同会社が定める各種規約によるものといたします。
- (7) お客さまがAmazonプライムギフトコードを有効期間内にアマゾンジャパン合同会社のウェブサイトに登録されなかった場合や、アマゾンジャパン合同会社がAmazonプライム会員規約を変更した場合等、当社の責めとならない理由によりお客さまに不利益が生じた場合、当社はその責めを負いません。

9 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加え

たものといたします。

なお、需給条件別表2（燃料費調整）(2)ロ(イ)の基準単価は、別表1（基準単価）によるものといたします。

(1) 最低料金

1契約につき最初の11キロワット時まで	761円40銭
---------------------	---------

(2) 電力量料金

11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円37銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円99銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円30銭

10 契約の終了

(1) 当社は、次の場合には、スマイルA Pプランの適用を終了いたします。

イ お客さまが、スマイルA Pプランの需給契約の廃止またはスマイルA Pプラン以外の契約種別への変更を申し出た場合

ロ スマイルA Pプランの需給契約が、よんでんコンシェルジュに登録されていない等、スマイルA Pプランの適用が適当でないと当社が判断した場合

ハ 当社がスマイルA Pプランの提供を終了する場合

(2) 当社は、(1)ロまたはハの場合には、スマイルA Pプランの契約終了時に、契約種別をおトクeプランに変更いたします。なお、この場合には、当社はあらかじめ、電磁的方法によりその旨をお客さまに通知いたします。

(3) 当社は、(1)イまたはロの場合には、次に定める解約金を申し受けます。ただし、(1)イの場合で、お客さまが当社に対し、スマイルA Pプランの需給契約の廃止またはスマイルA Pプラン以外の契約種別への変更を申し出た日が、適用期間満了日の3か月前の応当日から、適用期間更新期

日までの期間に含まれる場合には、解約金は発生いたしません。

解約金	2,500円00銭
-----	-----------

- (4) お客様は、スマイルA Pプランの需給契約の廃止後またはスマイルA Pプラン以外の契約種別への変更後であっても、Amazonプライムの利用期間が終了するまでは、引き続きAmazonプライムをご利用いただけます。なお、Amazonプライムのご利用を継続されない場合は、お客様にてAmazonプライムの退会手続きを行なうものといたします。

11 そ の 他

- (1) 需給条件別表8（日割計算の基本算式）(1)ロの場合の基本算式は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものものといたします。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間等の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客様の属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客様にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客様の属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客様の属する検針区域の検

針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (3) この料金条件にもとづく需給契約を開始後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

(実 施 期 日)

この料金条件は、令和3年8月31日から実施いたします。

別 表

1 基準単価

燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	2円15銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19銭6厘

2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、需給条件別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = \frac{120\text{キロワット時}}{\text{ワット時}} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \frac{\text{最低料金}}{\text{適用電力量}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = \frac{300\text{キロワット時}}{\text{ワット時}} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \frac{\text{最低料金}}{\text{適用電力量}} - \frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をい

います。

- (2) 需給条件 20 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (1)に規定する日割計算後の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

